



# 京都市中小企業等 物価高騰対策支援金

物価高騰の中、事業の継続に取り組む  
中小企業・個人事業者の皆様を支援します!

売上減少  
要件は  
設けません。

**対象者** 令和4年10月31日までに開業し、今後も事業を継続する  
意思のある京都市内の中小企業・個人事業者の方

**交付額**

法人

個人事業者

5万円

3万円

事業継続のために幅広くお使いいただけます。  
(使途を申請していただく必要はありません。)

**申請方法**

申請は1事業者1回限りです。  
申請書(※)に必要書類を添えて郵送いただくか、  
WEB申請フォームの入力により申請してください。  
審査のうえ、本支援金をお支払いします。

**郵送先**

〒604-8799 中京郵便局留め  
「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」事務局 宛て



HPは  
こちら

※ 申請書は、HPからダウンロード可能です。区役所等にも配架しています。

※京都市中小企業等総合支援補助金の交付を受ける方は新たに申請いただく必要はありません。  
メールまたは郵送でお送りしている案内をご確認ください。

裏面もご覧ください。



京都市中小企業等  
物価高騰対策支援金事務局  
(9時～17時：土日祝日除く)

050-3668-5496  
0570-666-489



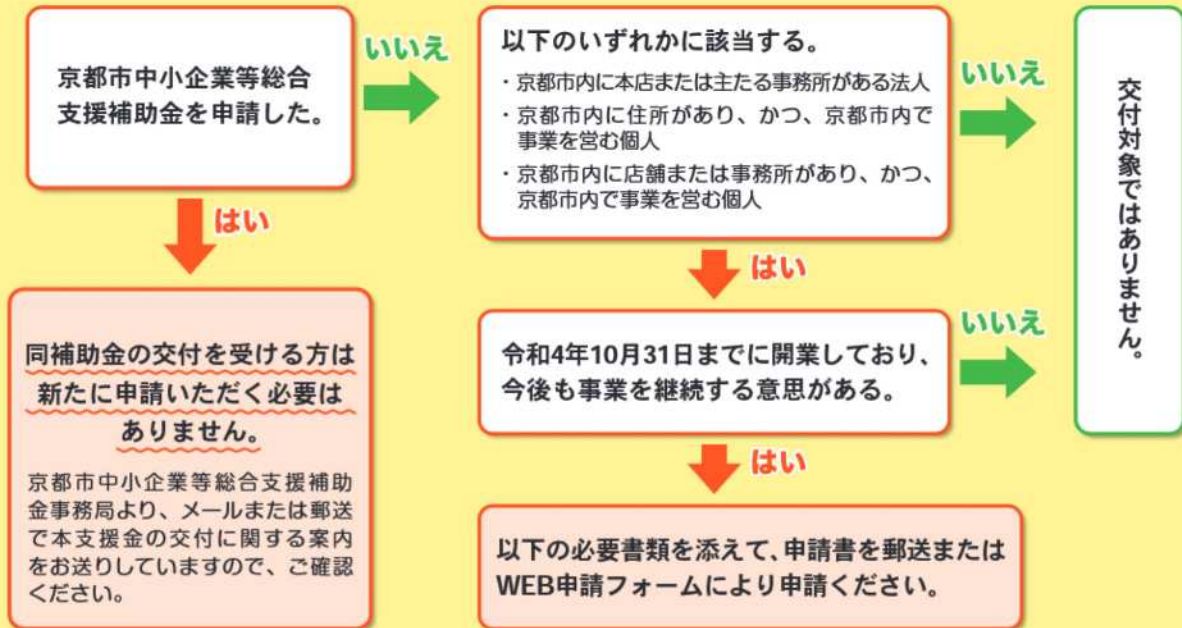
不正受給は犯罪です!

事業を営んでいると偽った申請、書類の偽造等、  
不正行為には厳正に対処します。



Check

## 京都市中小企業等物価高騰対策支援金 対象者判定フローチャート



### 必要書類

※それぞれの必要資料の注意点については、申請書やWEB申請フォームをご確認ください。

#### 法人(会社)の方

- 履歴事項全部証明書  
(申請日前6月以内に取得したもの)

#### 法人(会社以外)の方

- 履歴事項全部証明書  
(申請日前6月以内に取得したもの)
- 確定申告書別表1の控え  
(直近事業年度分)

#### 個人事業者の方

- 本人確認書類  
(運転免許証(両面)または住民票の写し(発行日が申請日前6月以内)等)
- 京都市内で事業を営んでいることを証する以下のいずれかの書類
  - 収受日が令和4年11月30日以前のもの
    - ・ 確定申告書第一表の控え(令和3年分)
    - ・ 住民税申告書の控え(令和4年度分)
    - ・ 開業届(開業日が令和4年10月31日以前のもの)
  - 営業許可証(令和4年10月31日以前から申請日時時点で有効なもの)
  - 事業従事証明書(企業組合の組合員の方に限る)
  - 事業復活支援金の振込みのお知らせ

#### 全区分共通

- 申請者及び相手方(取引先)が記載された取引に係る書類  
(領収書、請求書、納品書、入金伝票又は仕切書のいずれか)
- 支援金支払口座の通帳見開きページ

#### 申請方法

申請は1事業者1回限りです。  
申請書(※)に必要な書類を添えて郵送いただくか、WEB申請フォームの入力により申請してください。  
審査のうえ、本支援金をお支払いします。

HPはこちら



#### 郵送先

〒604-8799 中京郵便局留め  
「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」事務局 宛て

※ 申請書は、HPからダウンロード可能です。区役所等にも配架しています。

#### お問い合わせ

京都市中小企業等  
物価高騰対策支援金事務局  
(9時~17時:土日祝日除く)

050-3668-5496  
0570-666-489